

琵琶湖森林づくり県民税について

目次

項 目		頁
1	審議スケジュールについて	3-4
2	議論いただきたいポイント	5
3	前回審議会でいただいた主な意見	6
4	評価について	7
5	使途について	8-10
6	課税方式について	11
7	税率について	12-15
8	次回の見直し時期について	16

諮問

答申

第22回(11月18日)

- ・琵琶湖森林づくり県民税の活用状況について
- ・制度概要について

第23回(1月16日)

- ・森林基本計画の方向性について
- ・前回の税制審議会での意見について

第24回(3月27日)

- ・県民税の方向性について
- ・森林審議会委員との意見交換
- ・森林基本計画【素案】について

第25回(6月26日)

- ・県民税の方向性について(2)

第26回(9月頃)

- ・答申案について

11月頃

※森林基本計画＝琵琶湖森林づくり基本計画
(琵琶湖森林づくり条例第9条に規定)

琵琶湖森林づくり県民税スケジュール(予定)

	令和6年度(2024年度)										令和7年度(2025年度)										令和8年度 (2026年度)	
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
議会			● 9月定例会		● 11月定例会議			● 2月定例会議				● 一斉常任	● 6月定例会		● 9月定例会		● 11月定例会議			● 2月定例会議		
森林審議会	点検評価		諮問		森林基本計画の 方向性・骨子案			森林基本計画素案(1)		森林基本計画素案(2)					答申	森林基本計画原案公表	森林基本計画原案修正	森林基本計画決定				森林基本計画改定
								意見書提出								県民政策 コメント						
税制審議会					第22回		第23回	第24回			第25回				第26回		答申	議会説明		条例改正		税条例施行
			・諮問 ・現行制度説明 ・琵琶湖森林づくり 県民税の活用状況		・森林基本計画			・森林基本計画素案説明 ・森林審議会委員との 意見交換 ・県民税の方向性			・県民税の方向性(2)		・答申案検討									

※森林基本計画＝琵琶湖森林づくり基本計画
(琵琶湖森林づくり条例第9条に規定)

1 評価について

- 琵琶湖森林づくり県民税を**継続する**ことについてはどうか

2 使途について

- 琵琶湖森林づくり県民税を充当する**施策**についてはどうか

3 課税方式について

- これまでと同様に**県民税均等割超過課税方式**とすることについてはどうか

4 税率について

- 現行の**税率**を維持することについてはどうか

5 次回の見直し検討時期について

- 次回の見直し時期を同様に**5年後を目途**とすることについてはどうか

項目	意見等	対応資料
1 評価	(1) 森林県民税事業により、他の政策を効率的・効果的にできていると説明できれば、森林県民税を評価する際の重要な視点となる。	資料2-1
2 用途	(2) 本県と他府県の事業を比較した説明資料が必要である。	資料2-2
	(3) 森林県民税と譲与税の役割分担を整理した説明資料が必要である。	資料2-3
	(4) 譲与税で対応できている部分と、森林県民税で追加で手当しなければならない部分を具体的に確認して、所要額や森林県民税のあり方を議論する必要がある。	
	(5) 公的に管理された森林への拡大について、前提として森林政策の転換といった議論はなされているのか。	
	(6) 公的に管理された森林へ新たに税を投入する際は、放置することでの負の影響や、税を投入して何をを目指すのか、どのような効果があるのかなどの評価軸があって、議論を行うことが必要と思う。	資料2-4
3 税率	(7) 税収と事業規模は、今後の物価高騰を見据えた精査が必要である。	12-14 資料2-5

○ これまで琵琶湖森林づくり県民税が果たしてきた役割

琵琶湖森林づくり県民税条例が目的とする「環境を重視した森林づくり」と「県民協働による森林づくり」を推進するための財源

○ 森林の公益的機能

水源のかん養、県土の保全、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、木材等の林産物の供給等

○ 森林政策の特性・課題

数十年後を見据えた長期的・継続的な取り組みが必要

担い手の高齢化、土砂災害の頻発化、植生被害の深刻化などの課題

○ 琵琶湖森林づくり基本計画

基本計画に基づく施策の効果、琵琶湖森林づくり県民税の貢献度

導入当初の考え方

- 事業効果が広く県民全体に及び、公共性、公益性が高く、事業内容が県民にはっきりと見える事業であること
- 県民の森林に対する理解や関心を深め、森林づくりへの参画意識の高揚に資する事業や、
県民の主体的な参画による協働で森林づくりに取り組む事業であること
- 新たな負担は、県・市町の公有林や造林公社営林地など公的に管理されている森林を除いた、
私有林を対象とした森林づくりに充当すること

前回答申の概要

- 琵琶湖森林づくり県民税(以下「森林県民税」という。)の使途は、基本的に現行の使途を継続することが適当である。
その上で、近年顕在化してきた、風倒木等の被害の増加などの新たな課題への対応、造林公社が管理する採算が取れない分収林の環境林化は、事業の必要性や効果性、公益性が説明できることを前提に、森林県民税の充当対象とすることが適当である。
- 森林環境譲与税(以下「譲与税」という。)の譲与開始に伴い、「森林県民税および譲与税の使途に関する基本方針」を策定されているが、効果性および効率性の観点から合理的であり、今後もその整理によって使い分けていくことが適当である。その際、森林県民税および譲与税が、県全体として最も効果的かつ効率的に活用されるよう、県と市町間で適切に調整を行うことが必要である。
- 森林県民税および譲与税の使途は、原則的に重複しないことが望ましいが、重大かつ緊急に対応すべき課題が顕在化した場合など、相応の公益性および必要性が認められる場合には、併せて活用することも検討すべきである。

「琵琶湖森林づくり県民税」と「森林環境譲与税」の使途の明確化

琵琶湖森林づくり県民税を充当

環境重視・県民協働の視点に立った施策

主な事業

- ・ 陽光差し込む健康な森林づくり事業
- ・ 次世代の森創生事業
- ・ 森林を育む間伐材利用促進事業
- ・ 災害に強い森林づくり事業
- ・ 協働の森づくりの啓発事業
- ・ みんなの森づくり活動支援事業
- ・ 未来へつなぐ木の良さ体感事業
- ・ 森林環境学習事業

その他の林業施策

主な事業

- ・ 林業振興対策
- ・ 森林組合振興対策
- ・ 木材産業強化対策

森林経営管理法に基づく市町施策の支援等

〔市町が森林所有者から森林の経営管理を受託し、意欲と能力のある林業経営者への経営管理の再委託・市町自ら経営管理を行う仕組み〕

主な事業

- ・ 森林境界明確化推進事業
- ・ 森林・林業人材育成事業

その他の法令に基づく施策

主な事業

- ・ 治山事業
- ・ 林道事業
- ・ 造林事業

森林環境譲与税を充当

本県独自の施策

国全体の施策

前々回(第22回)・前回(第23回)における主な意見

- 国・県・市町で役割分担をし、それに応じた財源の住み分けができているが、住み分けにより事業がやりにくくなる場合には、同じ事業に対して各財源から事業費を充当するというアプローチも考えられるのではないかな。
- 物価高による事業費の増大傾向が見込まれ、ニーズに対する調整・優先順位の決め方が重要となってくる。
- 森林県民税の存在を認知してもらうだけでなく、それを活用した取組やその政策目的、成果についての認知が高まっていくとより良いのではないかな。

現在の主な使い道

環境重視

健康な森林をつくる

森林管理を行うとともに、高い水源涵養機能を有した森林を作るための調査研究や水源林の保全巡視活動を実施。

次世代の森づくり

琵琶湖の保全・再生の視点に立ち、水源涵養等の多面的機能の持続的発揮に向けた、新たな世代の森林づくりを実施。

間伐材の利用

間伐材等を搬出・利用することで、地球温暖化防止に貢献。

災害に強い森林づくり

森林の防災・獣害防止機能を高め、地域住民等の安心・安全な暮らしに貢献。

県民協働

森林の大切さをPR

森林の価値や、琵琶湖森林づくり県民税の目的・使い道を県民に説明するとともに、森林づくりへの参加を促し、森林づくりの意義や税制度への理解と関心を高める。

みんなの森づくり

県民の森林づくりへの参加を促し、地域の活動団体や企業による森づくり活動などを支援。

木の良さを活かす

滋賀県でとれた「びわ湖材」を、住宅や公共建築物や家具などに積極的に活用。

森林環境学習

木育や森林環境学習「やまのこ」、自然を活用した幼児教育・保育への支援などを通じて、森林を守る大切さへの理解を促す。

<各課税方式のメリット・デメリット>

	新税課税方式	均等割超過課税方式
県民に広く負担を求める点で公平	○	○
低所得者への配慮が可能	○	○
税金と比較して徴税コストが安価	×	○
税金とその用途が明確	○	×

・検討の結果、「**均等割超過課税方式**」を採用

・用途の明確化を図るため、「**基金**」へ積立 ←

基金

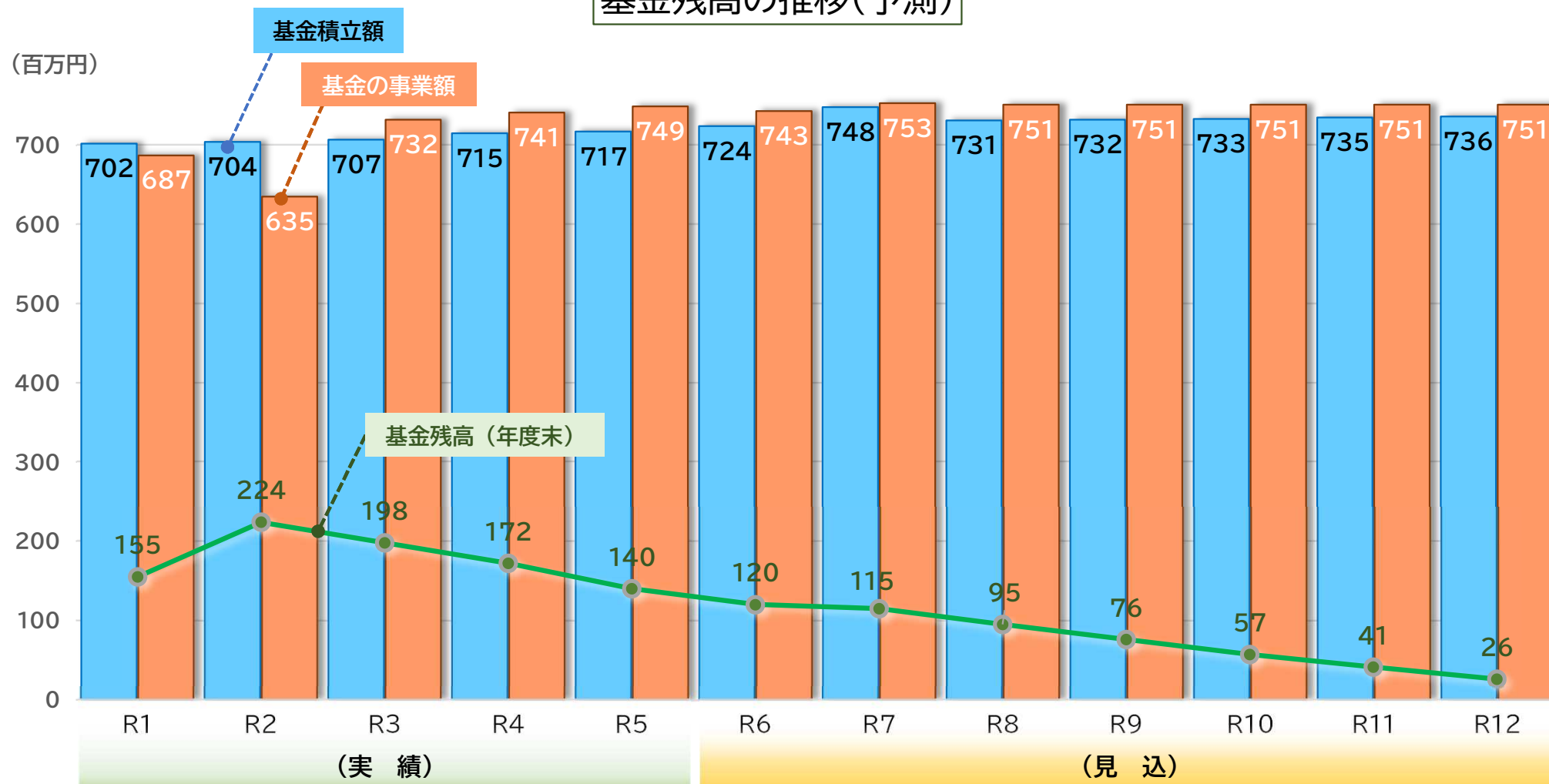
- ・既存事業と明確に区分するために新たな予算科目を設けることで、税金規模や事業実績が県民に分かりやすい
- ・各年度の必要額を基金から取り崩し、特定財源として一般会計に計上するため、既存の事業と協働することが容易
- ・財源の年度間調整が可能
- ・施策全体が同じ(一般)会計に網羅され通観できるため、県の森林事業全体も、県民に分かりやすく、理解されやすい

・現行の課税方式は、以下のとおり**特別の不都合は生じていない**と考えられる

- 1 基金への積立の他、税金とその用途について、県ホームページ等で公表し、用途の明確化を図っている。
- 2 住民税均等割の「地域社会の会費を住民が広く負担する」という応益的な性格が、「新たな森林づくり」に必要な費用を広く県民が負担していくという琵琶湖森林づくり県民税導入の趣旨に合致している。
- 3 既存の税制度の活用により、低所得者への配慮を講じている。
- 4 コスト面において、新税課税方式に比べ有利。(新税課税方式:年1.3億円程度+導入費用、均等割超過課税方式:年0.4億円程度)

- 森林基本計画に基づく令和8年度～12年度の**事業見込額**は、**年7.5億円**程度
- 現行の税率での令和8年度～12年度の**基金積立見込額**は、**年7.3億円**程度

基金残高の推移(予測)



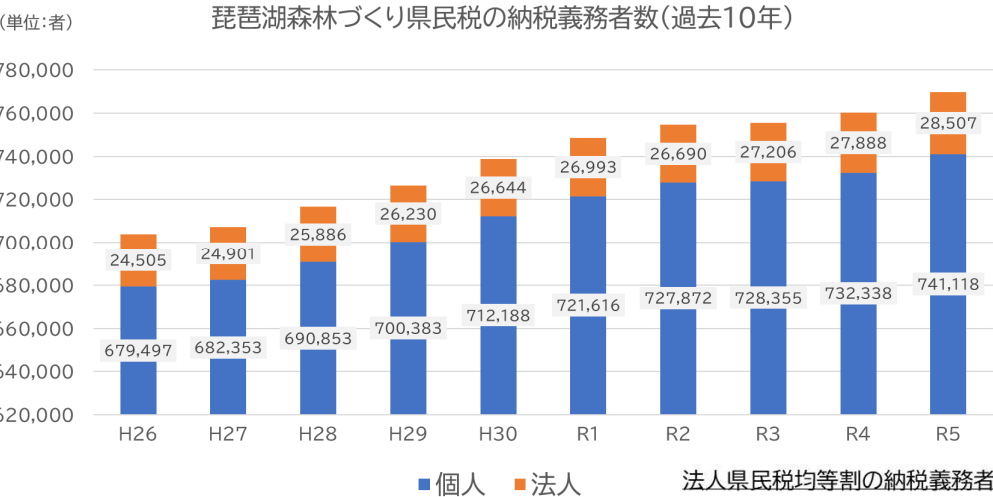
1 今後の納税義務者数

(1) 個人

本県の納税義務者は、賃金上昇によって非課税限度額を上回る所得を得た方が増加したこと等により、近年一貫して増加傾向にある。しかしながら、滋賀県の生産年齢人口は減少傾向であり、今後も減少が見込まれるため、2030年までの納税義務者は、2025年と同数であると仮定して 税収規模を見込む。

(2) 法人

本県の納税義務者は、資本金等の額 1,000 万円以下の区分において、近年増傾向にある。そのため、2030 年までの納税義務者数は、資本金等の額1,000 万円以下の区分では、過去5年の平均伸び率である2.6%ずつ増加、それ以外の区分においては、2023年と同数であると仮定して 税収規模を見込む。



個人県民税均等割の納税義務者数(総務省「市町村課税状況等の調」)

2020年 (令和 2 年)	2021年 (令和 3 年)	2022年 (令和 4 年)	2023年 (令和 5 年)	2024年 (令和 6 年)	2025年 (令和 7 年)
722,452 (+ 1.1%)	724,620 (+ 0.3%)	728,734 (+ 0.6%)	736,292 (+ 1.0%)	746,121 (+ 1.3%)	765,035 (+ 2.5%)

※2025年は当初予算ベースの納税義務者数

滋賀県の実産年齢人口(15歳～64歳人口)推計

2020年 (令和 2 年)	2025年 (令和 7 年)	2030年 (令和12年)
849,686	837,931	817,612

(出典)国立社会保障・人口問題研究所

法人県民税均等割の納税義務者数・対前年増減率(総務省「道府県民税の課税状況等に関する調」)

	資本金等の額										合計	
	1千万円以下		1千万円超 ～1億円以下		1億円超 ～1億円以下		1億円超 ～10億円以下		50億円超			
2018年（平成30年）	19,497	2.1%	5,003	0.3%	1,089	-0.3%	411	0.2%	644	0.6%	26,644	1.6%
2019年（令和元年）	19,844	1.8%	4,989	-0.3%	1,100	1.0%	418	1.7%	642	-0.3%	26,993	1.3%
2020年（令和2年）	19,543	-1.5%	4,994	0.1%	1,101	0.1%	426	1.9%	626	-2.5%	26,690	-1.1%
2021年（令和3年）	20,085	2.8%	4,996	0.0%	1,083	-1.6%	409	-4.0%	633	1.1%	27,206	1.9%
2022年（令和4年）	20,755	3.3%	5,008	0.2%	1,092	0.8%	408	-0.2%	625	-1.3%	27,888	2.5%
2023年（令和5年）	21,364	2.9%	4,992	-0.3%	1,110	1.6%	408	0.0%	633	1.3%	28,507	2.2%
平均伸び率（※）		2.6%		0.0%		0.3%		-0.5%		0.3%		1.9%

※コロナ禍のR2年度を除く過去5年の平均伸び率。

2 今後の税収

	個人県民税	法人県民税	合計	基金積立額
超過税率	800円	11%	—	—
2026年度(令和8年度)	598百万円	174百万円	772百万円	730百万円
2027年度(令和9年度)	598百万円	175百万円	772百万円	731百万円
2028年度(令和10年度)	598百万円	176百万円	774百万円	732百万円
2029年度(令和11年度)	598百万円	178百万円	776百万円	734百万円
2030年度(令和12年度)	598百万円	179百万円	777百万円	735百万円

※基金積立額は、合計から賦課徴収に要する費用を除算して積算

3 今後の基金積立見込額

単位:千円

	令和5年度 (決算)	令和6年度 見込額	令和7年度 見込額	令和8年度 見込額	令和9年度 見込額	令和10年度 見込額	令和11年度 見込額	令和12年度 見込額
総事業費	982,295	1,013,000	1,097,000	979,000	979,000	979,000	979,000	979,000
基金充当額 A	749,174	743,000	753,000	751,000	751,000	751,000	751,000	751,000
国費等充当額	233,121	270,000	344,000	228,000	228,000	228,000	228,000	228,000
基金積立額 B	716,525	723,500	748,100	730,700	731,700	732,700	734,700	735,700
県民税	716,000	723,100	747,500	730,100	731,100	732,100	734,100	735,100
その他	525	400	600	600	600	600	600	600
基金充当不足額 B-A	▲32,649	▲ 19,500	▲ 4,900	▲ 20,300	▲ 19,300	▲ 18,300	▲ 16,300	▲ 15,300
基金累積残額 (▲:充当不足累計)	139,580	120,080	115,180	94,880	75,580	57,280	40,980	25,680

※令和8年度以降の総事業費は、琵琶湖森林づくり基本計画(第2期・中間見直し後)の素案における事業目標量を達成するために
単年度に必要な事業費

※基金積立額「その他」は、寄附金、基金運用益、諸収入の計とし、令和7年度見込額と同程度と見込む

全国の状況(都道府県)

- 森林環境・水源環境の保全等を目的とした超過課税の実施団体数:37団体 (R6年4月時点)

※未実施:北海道、青森県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、福井県、徳島県、香川県、沖縄県

- 個人

超過税率	団体数	団体名
1,200円	1	宮城県
1,000円	6	岩手県、山形県、福島県、茨城県、岐阜県、三重県
800円	3	秋田県、 滋賀県 、兵庫県
700円	3	栃木県、群馬県、愛媛県
600円	1	京都府
500円	20	奈良県、和歌山県 他
400円	1	静岡県
300円	1	大阪府
300円+所得割0.025%	1	神奈川県

- 法人

超過税率	団体数	団体名
1,000円~100,000円	1	富山県
2,200円~88,000円	1	滋賀県
2,000円~80,000円	8	岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、岐阜県、三重県、兵庫県
1,600円~64,000円	1	秋田県
1,400円~56,000円	3	栃木県、群馬県、愛媛県
1,000円~40,000円	19	奈良県、和歌山県 他
500円	1	高知県
法人への超過課税なし	3	神奈川県、京都府、大阪府(※他目的の超過課税あり)

従前	○ これまでの見直し検討は、琵琶湖森林づくり基本計画(10年間)における5年ごとの実施計画である戦略プロジェクトの見直し検討(※)と合わせて実施してきた ※滋賀県森林審議会において実施 メリット - 琵琶湖森林づくり県民税の見直し検討と琵琶湖森林づくり基本計画の見直しを同時期に行う場合、 双方の考えが異なる場合にその調整が行いやすい。 - 県民が2つの見直しを同時に知ることができ、 それぞれの関係性をより理解しやすい。
次回	○ <u>見直し検討時期を5年を目途とすることについて</u>、以下のとおりと考えられる - これまでと同様に琵琶湖森林づくり県民税の見直しの検討を、琵琶湖森林づくり基本計画の見直しと同時期に行うことは 上記のメリットがある - 社会情勢の変化、森林施策や基金の状況等により、琵琶湖森林づくり県民税の 見直し検討が必要となつた場合には、前倒しで検討することが必要 である